

## ●平成 26 年商業統計調査の概要

### 1 調査の目的

商業統計調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく経済産業省所管の基幹統計調査で、日本標準産業分類に掲げる「大分類 I—卸売業・小売業」に属する民営の事業所を対象に調査し、全国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

### 2 調査の期日

平成 26 年商業統計調査は、平成 26 年 7 月 1 日現在で実施しました。

### 3 集計の対象

「卸売業・小売業」に格付けられた事業所のうち、管理・補助的経済活動のみを行う事業所ではなく、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所について集計しました。

## ●利用上の注意

1 この統計表の数値は、滋賀県が独自集計したもので、経済産業省の公表数値と相違する場合があります。

### 2 統計表中で用いる記号および数値等

- (1) 「—」(バー) : 該当数字がないもの、および、分母が「0」のため計算できないもの
- (2) 「0.0」 : 四捨五入による単位未満
- (4) 構成比の数値 : 四捨五入のため総数と内訳の内容が一致しない場合あり

3 「X」は事業所数が1または2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所ですが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。

### 4 主な用語の説明

#### (1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

#### (2) 卸売業

①小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所、②産業用使用者に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所、③主として業務用に使用される商品を販売する事業所、④製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所、⑤商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所、⑥代理商・仲立業などの業務を行う事業所をいいます。

#### (3) 小売業

①個人または家庭用消費者のために商品を販売する事業所、②産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所、③商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所、④製造小売事業所、⑤ガソリンスタンド、⑥主として無店舗販売を行う事業所で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所、⑦別経営の事業所(会社などの中にある売店等)などの業務を行う事業所をいいます。

(4) 従業者

「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいいます。

(5) 就業者

従業者に「臨時雇用者」および「他からの派遣従業者」を合わせ「他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

(6) 年間商品販売額

平成 25 年 1 月から 12 月までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。

(7) その他の収入額

平成 25 年 1 月から 12 月までの 1 年間の商品販売に関する修理料および仲立手数料、製造業出荷額等の商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したものをいいます。

(8) 売場面積(小売業のみ)

事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいいます。

## 5 留意事項

(1) 統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない以下の項目および当該項目の数値が得られなかったことを表しています。

①「売場面積」については、当該項目を調査していない牛乳小売業(宅配専門)、自動車小売業(新車・中古)、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンドおよび新聞小売業(宅配専門)の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳としています。

②「営業時間」については、当該項目を調査していない牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)に属する事業所は不詳としています。

(2) 「売場面積1㎡当たりの年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出しています。

(3) 「従業者1人当たりの年間商品販売額」、「就業者1人当たりの年間商品販売額」は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算したものをを用いて算出しています。

(4) 表章項中「平成 24 年」の数値は、「平成 24 年経済センサス-活動調査」の結果です。

(5) 業態別分類の定義は、別表の「業態別分類表」とおりです。

(6) 地域区分は次のとおりです。

大津・南部地域 : 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市

甲賀地域 : 甲賀市、湖南市

東近江地域 : 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町

湖東地域 : 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域 : 長浜市、米原市

高島地域 : 高島市

## 6 その他

調査事項、用語の解説等、平成 26 年商業統計調査の詳細は、経済産業省のホームページをご覧ください。

## 「業態分類表」

区 分	セルフ方式(注1)	取扱商品等(注2)	売場面積	営業時間	備 考
<b>1. 百貨店</b>	×	産業分類「561百貨店,総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業分類「561百貨店,総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
(1) 大型百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(2) その他の百貨店					
<b>2. 総合スーパー</b>	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(1) 大型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(2) 中型総合スーパー					
<b>3. 専門スーパー</b>	○	衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち「60211 金物」+「60221 荒物」+「60421 種・種苗」が0%を超え70%未満	250㎡以上		
(1) 衣料品スーパー					
(2) 食料品スーパー					
(3) 住関連スーパー					
うちホームセンター(注4)					
<b>4. コンビニエンスストア</b>	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものをいう。産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
<b>5. 広義ドラッグストア</b>	○	以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・「603 医薬品・化粧品」を小売販売額全体の25%以上取扱い、かつ、「60321 一般医薬品」を扱っている事業所 産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用しており、「60321 一般用医薬品」を扱っている事業所をいう。
うちドラッグストア					
<b>6. その他のスーパー</b>	○	2、3、4、5以外のセルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
<b>7. 専門店</b>	×	571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90%以上 582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上 5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上			
(1) 衣料品専門店					
(2) 食料品専門店					
(3) 住関連専門店					
<b>8. 家電大型専門店</b>	×	産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上		
<b>9. 中心店</b>	×	衣が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 食が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 住が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)			
(1) 衣料品中心店					
(2) 食料品中心店					
(3) 住関連中心店					
<b>10. その他の小売店</b>	×	1、7、8、9、11以外の非セルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
<b>11. 無店舗販売(注5)</b>	×	訪問販売+通信・カタログ販売+インターネット販売+自動販売機による販売が100%	0㎡		
うち通信・カタログ販売、インターネット販売		無店舗販売のうち、通信・カタログ販売+インターネット販売が80%以上			

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59、60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 業態分類「うちホームセンター」に分類される条件と、産業分類「6091ホームセンター」に格付けられる条件(以下に該当する事業所)は同一ではない。  
・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「60211金物」、「60221荒物」及び「60421苗・種子」のいずれかを扱っている事業所

(注5) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。